

令和6年度
(2024年度)

福祉事務所の取り組み

<所長の方針・考え方>

- ① 福祉サービスを必要とする方や、必要であると判断される方に寄り添い、様々な観点からもれなく個別に最適な支援を行うとともに、感染症や物価高騰等の影響により、生活に困窮される方の自立支援の強化に取り組みます。
- ② 障害の有無に関わらず、また、世代を超えて誰もが健やかに生きがいを持って暮らせる支援施策の充実や環境整備に取り組みます。

<部の構成>

障害企画課
障害支援課
生活福祉課

<主な担当事務>

- (1) 障害者福祉に係る施策の企画、調整に関すること。
- (2) 障害者福祉に係る施策の実施に関すること。
- (3) 生活保護に関すること。

重点的な取り組み：グループホームにおける重度障害者受入促進

【施策シート：10-01】

グループホームにおける重度障害者の受入れを促す目的で、以下の取り組みを行います。

障害者福祉サービス就職センター（無料職業紹介所）や、グループホーム世話人養成及び確保・定着支援補助金の周知による福祉人材の確保、見直し後のグループホーム運営支援補助金による重度障害者の受入れの拡充に取り組み、障害者が自ら生活の場を選択し、住み続けたいまちで住み続けられるよう努めます。

取り組みの成果を測る指標	令和6年度目標値	令和5年度実績（参考）
障害者が地域で共同生活するグループホームの実利用者数（一月あたり人数）	575人	487人

重点的な取り組み：補聴器購入補助制度の拡充

【施策シート：10-01】

意思疎通支援を円滑に行うことができるよう難聴児に対する補聴器購入助成は、今年度から、学習支援や若者に対する経済支援の観点も踏まえ、対象年齢をこれまでの18歳未満（児童）から22歳到達年度末までに拡充したところです。制度の周知、利用の促進を図るため、助成対象者やその家族への周知に取り組みます。

取り組みの成果を測る指標	令和6年度目標値	令和5年度実績（参考）
18歳以上で補助の利用申請をした人数	5人	—

重点的な取り組み：スポーツを通じた障害者の社会参加・交流促進

【施策シート：10—02】

障害者の社会参加・交流促進を図るため、関係機関と連携して「スポーツ講習会」を開催しています。誰もが親しみやすいeスポーツをはじめ、ウィルチェアスポーツ等ができる講習会を実施することで、障害のあるなしに関わらず集い、身体を動かす機会の創出に取り組んでいきます。

取り組みの成果を測る指標	令和6年度目標値	令和5年度実績（参考）
スポーツ講習会の1年間の延べ参加者数	60人	46人

重点的な取り組み：重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の拡充

【施策シート：10—01】

重度障害者の方が適切な入院治療を受けられるよう、意思疎通が困難な重度障害者の方を対象に、入院の際、本人が利用する指定障害福祉サービス等の事業者が本人とコミュニケーションをとることができる者を派遣し、医療機関のスタッフとの円滑な意思疎通を図る事業を実施しています。

今年度から、この制度が支援を必要とされている方の利用につながるよう重度訪問介護の利用者と行動援護サービス対象者に限定されている要件を一定緩和しました。今後において、対象者及び事業者等への周知に取り組めます。

取り組みの成果を測る指標	令和6年度目標値	令和5年度実績（参考）
1年間のコミュニケーション支援員を派遣した対象者数	6人	0人

重点的な取り組み：旧くすの木園の跡地活用

地域生活支援拠点を整備していく上で地域移行に向けた取組みは必須とされており、旧くすの木園の跡地活用として、公募により民設民営での重度障害者向けグループホームに加えて、地域移行に資する社会資源の整備を行うこととしています。

事業者に対するサウンディング調査を行うとともに、整備に向けた土壌調査等に取り組めます。

重点的な取り組み：医療的ケア児及びその家族に対する支援

【施策シート：15—01】

医療的ケア児等の通所先の確保、支援の強化を目的とした「医療的ケア児等通所支援事業」について、更なる制度周知に取り組み、看護師配置の促進を通じて、通所先の確保に向けた支援を行います。

また、社会参加の促進の観点から、大阪府の医療的ケア児支援センター等と連携し、成人も含めた幅広い支援ニーズの把握に努めます。

取り組みの成果を測る指標	令和6年度目標値	令和5年度実績（参考）
児童発達支援及び放課後等デイサービスを利用する医療的ケア児等の実人数	60人	58人

重点的な取り組み：生活保護受給者等の自立支援

【施策シート：20—01】

生活保護法に基づき、主に稼働年齢層にある稼働能力を有しながら、就労に至っていない生活保護受給者及び保護申請者を対象者とし、就労支援員による求人情報の提供、履歴書の書き方や面接等のトレーニング、ハローワークへの同行、就労開始後の定着支援などの自立支援カウンセリングの実施や、求人と求職を効果的につなぐための求人開拓などの支援を合わせて行うことにより、世帯の自立の促進に取り組めます。

また、就労意欲はあるものの就労決定に至らない方や、就労が決定しても短期間で離職するなど、様々な個々の課題に対する支援が必要な状況があり、そうした課題解決に向けて今年度から令和8年度の3か年、PFS（成果連動型民間委託契約方式）を導入することで、民間活力が十分に発揮し、より就労支援の実効性を高める取り組みを行います。

取り組みの成果を測る指標	令和6年度目標値	令和5年度実績（参考）
就労決定した者のうち、就労定着期間が3か月以上の人数、及び就労自立により生活保護廃止となった人数	60人	41人